

平成27年度 第3回高山市教育委員会定例会議事録

1. 日 時 平成27年6月26日（金） 午後1時30分から
2. 場 所 中会議室
3. 出席者 委 員 針山委員長、岡田委員、打江委員、中村教育長  
事務局 井口教育委員会事務局長、田中教育総務課長、谷口学校教育課長、中井文化財課長、瓜田学校給食センター所長、川田市民活動課長、坂上生涯学習課長、学校教育課谷本、学校教育課梶田、教育総務課直井
4. 欠席者 委 員 野崎委員
5. 署名者 打江委員

午後1時30分開会

○針山委員長 本日の委員会は、出席委員4名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、定足数に達していますので、成立しております。ただ今から、平成27年度第3回高山市教育委員会定例会を開会いたします。

○針山委員長 会議録署名委員の指名を行います。  
本日の会議録署名委員は、「打江委員」を指名いたします。

○針山委員長 前回定例会の会議録について承認を行います。  
前回定例会の会議録について「岡田委員」お願いいたします。

○岡田委員 前回の定例会会議録について、精査した結果、記載事項について適正に調製されておりましたので、署名したことをご報告いたします。

○針山委員長 ありがとうございます。  
それでは、前回定例会の会議録についてご承認いただけますでしょうか。

（異議なし）

○針山委員長 前回の会議録は、調製のとおりに承認されました。

○針山委員長 次に、中村教育長から報告がございます。

（教育長報告）

○針山委員長 それでは、日程第1、議第8号「平成27年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」を議題といたしますが、当議題につきましては内容に個人に関する情報が含まれておりますので、法律第13条第6項ただし書の規定により、公開しな

いこととしたいと思います。

○針山委員長        それでは、ただ今お諮りしました議第８号は、公開しないこととすることにご異議ございませんか。

（異議なし）

○針山委員長        ご異議なしと認めます。よって、議第８は、公開しないことに決しました。

○針山委員長        それでは、改めまして日程第１、議第８号「平成２７年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」を議題といたします。  
事務局より説明願います。

○谷口学校教育課長    ＜資料に基づき説明＞非公開

○針山委員長        事務局の説明は終わりました。ご質疑等はありませんか。

（非公開）

○針山委員長        ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。

○針山委員長        それでは、ただ今議題となっております議第８号について、事務局説明のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○針山委員長        ご異議なしと認めます。よって、議第８号について、事務局説明のとおり決しました。

○針山委員長        それでは次に日程第２、報告７「いじめ・不登校問題の対応について」を議題といたしますが、当議題につきましては、内容に個人に関する情報が含まれておりますので、法律第１３条第６項ただし書の規定により、報告内容について公開しないこととしたいと思います。

○針山委員長        それでは、ただ今お諮りしました報告７は、一部公開しないこととすることにご異議ございませんか。

（異議なし）

○針山委員長        ご異議なしと認めます。よって、報告７は、一部公開しないことに決しました。

○針山委員長        それでは、改めまして日程第2、報告7「いじめ・不登校問題の対応について」を事務局より報告願います。

○学校教育課谷本    <資料に基づき説明>非公開

○学校教育課梶田    <資料に基づき説明>非公開

○針山委員長        ただ今の報告についてご質疑はございませんか。

○針山委員長        不登校問題について、各担当教諭の負担が減るよう注力してほしい。不登校の割合が増加傾向にあり心配しており、であい塾の活用など努力する必要がある。  
いじめ報告の中にあった、AED、交通事故の映像資料と議事項目との関連性について確認したい。

○谷口学校教育課長    この内容は、主に校長研、教頭研に前月の課題をとらえ指導していることを教育委員会に報告するものである。その折には、いじめ、不登校、問題行動等を含めた形で行っており、今回もこの議事の中であわせて報告した。今回、不登校のプレゼン資料がなかったのは、校長研で教育研究所が取り組んでいる学力の問題やSNS等情報関連の課題を中心に行ったためである。議事項目の持ち方については、今後検討する。

○打江委員            AEDの設置は法律等により設置場所や個数が定められているのか。

○田中教育総務課長    不特定多数の方が出入りする公共施設に設置するのが望ましいとされており、学校施設もこれに含まれる。個数について特段の定めはない。

○打江委員            器具の定期的なメンテナンスはどのように行っているのか。

○田中教育総務課長    AEDの導入方法として購入型とレンタル型があり、購入型の場合は5年程度で機械の耐用年数となるので設置者責任により交換することとなる。レンタル型の場合はレンタル業者の方で電池、パッド交換等のメンテナンスが行われる。

○針山委員長        ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑を終結いたします。

○針山委員長        次に日程第3、報告8「校長職務の執行（代理）について」事務局より説明願います。

○谷口学校教育課長    <資料に基づき説明>

○針山委員長        事務局の報告は終わりました。  
ここで、一旦休憩します。

(休憩 午後 2 時 4 2 分～午後 2 時 4 5 分)

○針山委員長        休憩を解いて会議を続行します。  
先程の事務局の説明に対して、ご質疑等はございませんか。

(異議なし)

○針山委員長        ご質疑もないようですから、以上で質疑等を終結いたします。

○針山委員長        次に日程第 4、報告 9「平成 2 6 年度高山市教育委員会点検評価について」事務局より説明願います。

○田中教育総務課長    <資料に基づき説明>

○谷口学校教育課長    <資料に基づき説明>

○中井文化財課長       <資料に基づき説明>

○針山委員長        事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。

○打江委員            コスト評価の A、B の違いは、コストが低かった、予算どおり執行されたなど、どのような基準で評価しているのか。

○田中教育総務課長    予算の執行状況で、例えば 1 千万円の予算で 1 千万円を使ったので A 評価というのではなく、執行額と受益者との割合により効率的に事業を行えた等を勘案し評価している。A B C の違いについては、A は目標どおり順調に達成しているもの、B は A には至っていないが概ね順調に達成しているもの、C は達成見込みであるが課題があるもの、D は順調でないものとして評価している。

○打江委員            単なる金額だけによる評価ではないということでしょうか。

○田中教育総務課長    単に金額だけで評価しているものではない。予定通りの予算を執行したからという理由ではなく、受益者一人当たりにかかる経費など総合的コストにより評価している。

○針山委員長        今後のスケジュールについて 8 月 2 4 日は教育委員との懇談ということでしょうか。

○田中教育総務課長 8月24日は教育委員会定例会の予定日となっており、点検評価委員による定例会傍聴と定例会閉会後の教育委員との懇談を予定しているものである。

○針山委員長 この点検評価は、点検評価委員の評価を受けたあと、改めて教育委員会に提出されるということでよいか。

○田中教育総務課長 資料スケジュールのとおり評価結果を9月定例会に提出する予定である。本日説明の点検評価内容にご意見があれば、それを踏まえ点検評価委員に提出したい。

○針山委員長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。

○針山委員長 次に日程第5、報告10「平成27年度第24回市民海外派遣事業について」事務局より説明願います。

○谷口学校教育課長 <資料に基づき説明>

○針山委員長 事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。

(異議なし)

○針山委員長 ご質疑もないようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。

○針山委員長 次に日程第6、報告11「社会教育委員の活動について」事務局より説明願います。

○坂上生涯学習課長 <資料に基づき説明>

○針山委員長 事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。

○針山委員長 資料に社会教育委員会議の過去の議題がまとめられており、まちづくり協議会をどのようにするか議論し新たな活動がスタートした。説明からは今後の社会教育委員の選任をどのようにするかということが感じ取られたが、そのあたりはどうか。

○坂上生涯学習課長 前回の社会教育委員会議の場では正式な決定ではないが、市の考え方を説明し各委員から意見をいただく中で、今後の進め方の方向性を示した。来月、第2回の定例会議があるので、その場で改めてまちづくり協議会が主体となってまちづくりをすすめるうえで、20団体の各まち協からそれぞれ委員を選出いただくことの方角性について確認したい。

○針山委員長 今後は、まち協からの選出委員を中心に構成するということか。

○坂上生涯学習課長 そのように考えている。

○針山委員長 資料にも社会教育委員は教育委員会が委嘱し、社会教育に関する助言をすると書かれており、教育委員会の審議も必要となるが今後のすすめ方はどのようなになるか。

○坂上生涯学習課長 現在、条例で17名という規定、規則で隔月開催という規定があり、これらも含めて後日、教育委員会にお諮りしたい。

○針山委員長 他にご質疑はございませんか。  
ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。

○針山委員長 それでは、次にその他に入りたいと思います。  
「後援名義使用について」の報告をお願いします。

○田中教育総務課長 <資料に基づき説明>

○針山委員長 事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。

○針山委員長 ご質疑等もないようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。

○針山委員長 次に「平和都市宣言について」の報告をお願いします。

○川田市民活動推進課長 <資料に基づき説明>

○針山委員長 事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。

○中村教育長 学校に掲げてある「深めよう絆」も一つの宣言であり、学校に向けたものではなく、本来、市民に向けたものである。平和都市宣言はまさしく市民こぞってであり、次代を担う世代は言うまでもなくという姿勢が必要である。国際観光都市 高山市が平和都市宣言をするということは、「観光は平和へのパスポート」という言葉を市民皆が自らの生き方で体現しようとする雰囲気にならなくては、単に宣言をしただけになる。より多くの市民が参画し都市宣言がされる歩みとしてほしい。

○川田市民活動推進課長 今のお話は宣言を行ううえで核心となる部分である。市民参画による取り組みとなるよう努める。

○中村教育長 教育委員会の立場において児童、生徒の教育に携わっている。平和都市宣言をすることはゴールではなくスタートである。スタートする限りは、次代を担う世代の者たちが目的を達成するために志を持って臨まなければならない。別の言い方をす

れば、宣言をした都市が他の地域の平和を脅かすような動きをしたり、現在おきている問題を見捨てるような態度はよくないということを行わなければならない。義務教育の児童生徒が直接何かをすることは出来ないが、問題意識を持つことは大切なことである。教育課程の中だけで捉えるのではなく、大きく広げた郷土教育の中身では捉えていく必要がある。

○打江委員 昨年の文化会館でのシンポジウムに参加したが、その場限りで終わっているような感じを受けた。以前、読んだ本の中に日本には言葉にすればそれが現実のものとなる言霊文化があるとの記述があった。言葉にすることで子どもや市民が平和について考える機会となる。ただ、言霊文化はあるが言葉にするだけでそれが本当に現実になるとは限らない。平和、平和ととなえていても平和になるとも限らない。実際にどうするかどう動くかを考えなければならない。今は雲の上の存在をつかむような感覚であるが、市民目線で次の一歩を進める必要がある。

○針山委員長 ご質疑等も尽きたようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。

○針山委員長 その他に報告がありましたら順次報告願います。

○田中教育総務課長 <小中学校 運動会・体育祭・体育大会 激励訪問計画について説明>

○中井文化財課長 <飛騨高山まちの博物館特別展について説明>

○針山委員長 それでは、定例会の開催日時を決定したいと思います。

(協議)

【7月24日 午後1時30分】

【8月24日 午後1時30分】

【9月28日 午後1時30分 第1候補日で調整】

【10月1日 時間未定 臨時会開催】

○針山委員長 それでは以上を持ちまして、本日の議事日程が全部終了いたしましたので、本日の会議を閉じ、平成27年度第3回高山市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後3時55分閉会